

目次

第1章 計画の見直しについて	1
1. 見直しの背景と目的	1
2. 現行計画より継承する内容	2
(1) 趣旨・目的	2
(2) 計画期間	2
(3) 対象地区	2
(4) 計画の位置づけ	3
(5) 基本方針	4
(6) 対象とする空家の種類	5
3. 見直しの概要	6
(1) 大阪狭山市における人口推移や空家数の状況	6
(2) 空家等対策に関する法規制等の改正	6
(3) 空家等の状況把握と情報の整備更新（追跡調査）	6
(4) 空家等対策に係る取組みの進捗状況	7
(5) 特定空家等・管理不全空家等への対応	7
第2章 大阪狭山市の現状	8
1. 人口推移	8
2. 空家の状況	10
(1) 国、大阪府における住宅総数と空家数の推移	10
(2) 大阪狭山市における住宅総数と空家率の推移	11
第3章 空家問題に関する法改正	12
1. 民法等の一部改正、相続土地国庫帰属法の創設	12
(1) 民法等	12
(2) 相続土地国庫帰属法	14
2. 空家法の一部改正	15
(1) 活用拡大	15
(2) 管理の確保	15
(3) 特定空家等の除却等	16
第4章 追跡調査	18
1. 空家の状況	18
(1) 本計画策定当時における現地調査の概要	18
(2) 追跡調査における現地調査の概要	19
(3) 調査結果とこの5年間における変化	20
2. 追跡調査結果の分析	23
(1) 分析	23
(2) 課題と今後の対応	23

第5章 空家問題に関する具体的施策	24
これまでの取組みと効果、今後の取組み	24
(1) 既存民間建築物除却補助制度	24
(2) 既存民間建築物耐震診断/木造住宅耐震改修補助制度	26
(3) 民間事業者との連携	28
(4) 管理不全な空家等の所有者への対応	31
(5) その他の取組みについて	33
第6章 管理不全な空家等への対応	35
1. 特定空家等・管理不全空家等への措置	35
(1) 特定空家等の定義	35
(2) 管理不全空家等の内容	36
(3) 固定資産税等の住宅用地特例措置の除外	36
(4) 特定空家等・管理不全空家等の判断から措置まで	37
2. その他の管理不全な空家等への対応	42
(1) 各種制度	42
(2) 緊急時における危険な空家への対応	42
(3) 管理不全な空家等の指導に関する関係法令に基づく対応	42
(4) その他空家の状況把握・情報の整備更新	44
(5) 長屋や共同住宅に関する対策	44
第7章 計画の推進	45
1. 実施体制の整備	45
(1) 庁内の実施体制及び役割	45
(2) 法定協議会の設置	46
(3) 大阪府や府内市町村等との連携	46
(4) 関係団体・機関との連携	47
2. 今後の空家等対策に関する取組みについて	48
(1) 継続する取組み	48
(2) 検討する取組み	49
用語集	50
資料編	53

空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

大阪狭山市空家等対策協議会規則

※ 文中「※」を付けた用語は、本編末尾の用語集に内容を示しています。

- 「空家」の表記は、送り仮名の付け方（昭和48年（1973年）内閣告示第2号）によれば「空き家」ですが、法律では「空家」として使用されています。なお、本計画においては「空家」と統一した表記としています。
- 本計画中における元号は「昭和」、「平成」及び「令和」を使用しています。今後、元号が改められた場合は、新たな元号が施行された日以降の元号及びそれに続く年数を、新たな元号及び年数に読み替えることとします。